

## 要約

- ▶ なとりコインは病院の**保険診療の一部負担金**（自己負担分）には**利用不可**
- ▶ **レジ横の物販や自由診療**には**利用可能**だが、高年層ユーザーの獲得という目的には馴染まない  
＝自由診療の割合が高く、高年層ユーザーの利用が見込める**整骨院・接骨院**を中心に営業

## 背景

- ▶ 高年層ユーザー獲得のために加盟店に「病院」を加えることを検討
- ▶ 保険診療の自己負担分にデジタル地域通貨を充てることは法令・制度上の制約があるため整理が必要

## 厚生労働省の基本的な考え方

- ▶ 保険診療の一部負担金の**キャッシュレス決済自体は可能**（クレカやバーコード決済 一定の汎用性のある電子マネー）
- ▶ ただし「**ポイント還元や値引き**」は**不可**  
→理由：経済的利益による患者の誘導が禁止されているため<sup>※</sup>

## なとりコインの構造

- ▶ チャージ時に**プレミアム（市が負担）**が上乘せされる
- ▶ 病院で使用すると「自己負担分を市が補填」することになる  
＝厚労省が禁止している「**値引き**」と同様の効果になってしまう

## 他自治体の例

使用不可の例	使用可能な例
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規約に「保険診療は使用不可」と明記していたり、保険診療が主体の病院が加盟していない</li> <li>● プレミアム等の還元を行っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者が自己資金でチャージしプレミアム等の上乘せがない。若しくはプレミアムを明確に区別可能なもの</li> </ul>

## 名取市の位置づけと結論

- ▶ 名取市は上記の使用不可の例と同じ性質である  
＝**病院での保険診療では使用できない**
- ▶ レジ横の物販や自由診療では利用可能。ただし、高年層ユーザー獲得という目的には馴染まない
- ▶ 高年層ユーザーの利用を見込める**整骨院・接骨院**向けにアプローチ

※参考

保険医療機関及び保険医療費担当規則  
(経済上の利益の提供による誘引の禁止)

第二条の四の二 保険医療機関は、患者に対して、第五条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

2 保険医療機関は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。